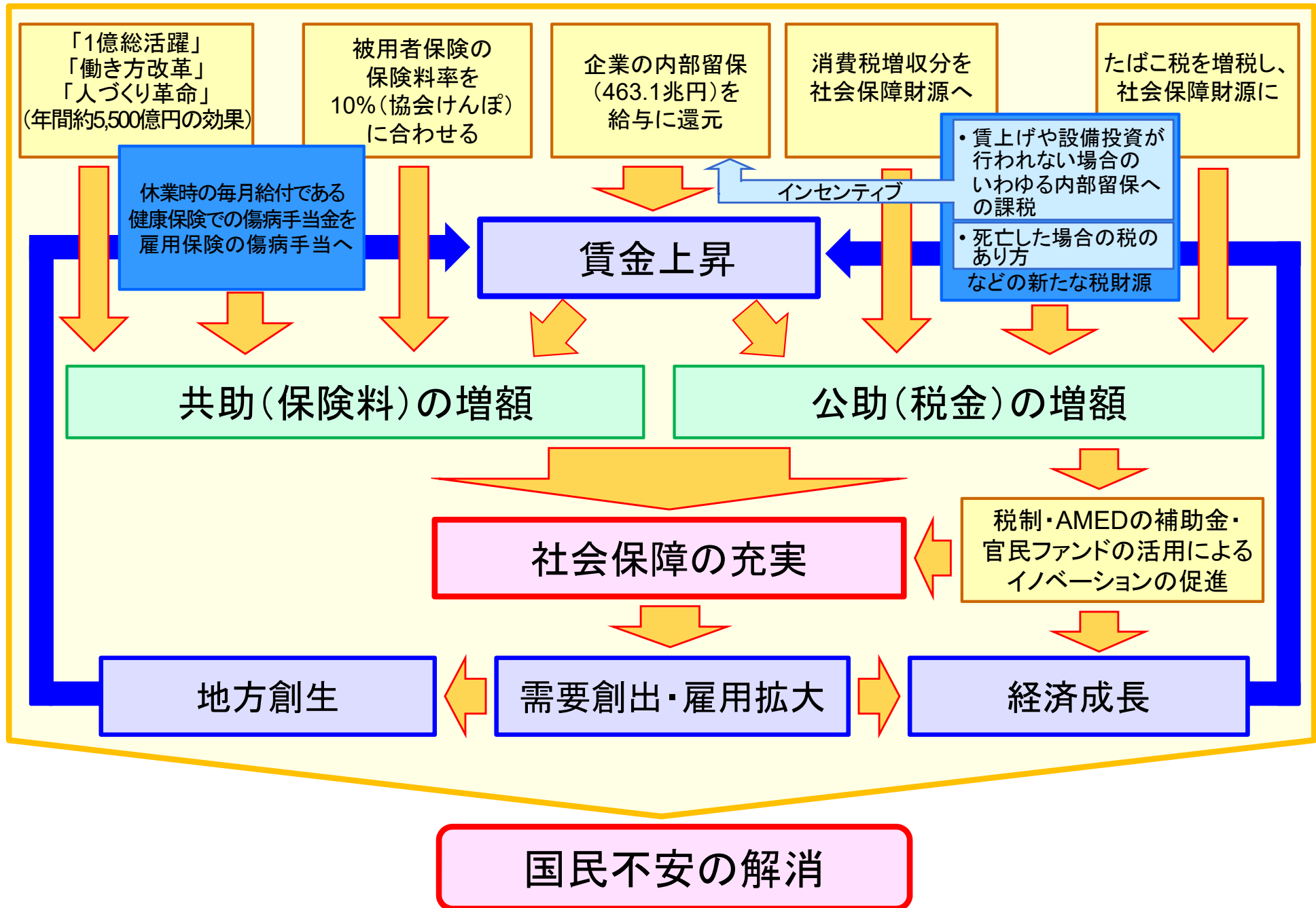


社会保障の充実による国民不安の解消

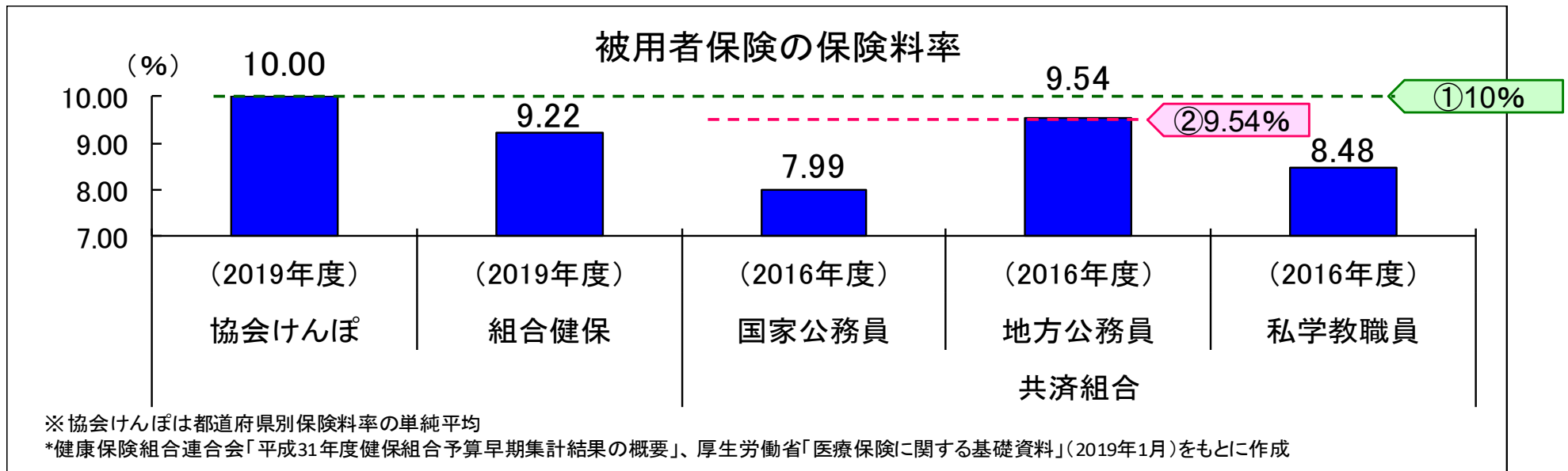


被用者保険 保険者別の保険料率と増収効果

被用者保険の保険料率には大きな格差がある。大企業が組織し平均給与の高い組合健保や、事業主負担にかわって公費負担のある公務員などの保険料率を、中小企業の社員が加入する協会けんぽの保険料率にあわせ公平化すべきである。

被用者保険の保険料率を協会けんぽに合わせて、すべて10%にすると、現状の保険料収入と比べて、約1.0兆円の増収効果がある。

また、国家公務員共済組合の保険料率を地方公務員(9.54%)に合わせて、約1,100億円の増収効果がある。



① 被用者保険の保険料率をすべて協会けんぽ(10%)に合わせた場合

約1兆円の増収効果

② 国家公務員共済組合の保険料率(7.99%)を地方公務員(9.54%)に合わせた場合

約1,100億円の増収効果

傷病手当金と雇用保険関係積立金

健康保険

業務外の病気等のために仕事を休んだ際の給付である傷病手当金※1)は、健康保険で支払われているが、2016年度時点で3,485億円にのぼっている。

雇用保険

雇用保険における積立金として、2017年度には失業等給付積立金※2)が5.8兆円、雇用安定資金※3)が1.3兆円ある。

雇用情勢の改善に伴い、失業等給付積立金が5.8兆円、雇用安定資金が1.3兆円に達しており、安倍政権発足後の6年間で雇用保険料率は1.35%から0.9%へと、0.45ポイント低下したにもかかわらず、積立金は0.8兆円増加した。

雇用保険料を引き下げずに、健康保険での休業時の標準報酬月額をベースとした給付である傷病手当金を雇用保険で賄うことも必要ではないか。

※1) 傷病手当金: 被保険者が業務外の病気や怪我のために4日以上仕事を休んだ場合、標準報酬月額の3分の2を最長1年6か月支給する制度。市町村国保にはない。

※2) 失業等給付積立金(労働保険特別会計雇用勘定積立金): 雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額の積立金。この積立金は、雇用・失業情勢が悪化した際にも安定的な給付を行うため、好況期に積み立て、不況期にこれを財源として使用する。

※3) 雇用安定資金: 不況期に雇用安定事業(事業主に対する助成金、再就職支援など)の経費として将来必要となる資金。

傷病手当金と雇用保険関係積立金、保険料率

